

供託金は銀行等のATMで入金ができます！ 操作は、とても簡単です。

郵送による申請
が便利！

【手順の流れ】

1. OCR用供託書等の必要書類を法務局に郵送又は窓口で提出します。

現金を供託所(又は日本銀行代理店)に持参する必要がありません！

2. 供託受理決定通知書を受領します。

供託官が供託を受理すべきと認めるときは、受理決定通知書(受理する旨、供託番号、収納機関番号、納付番号、確認番号、納付期限などが記載されています。)を郵送又は窓口でお渡しします。

振込手数料が不要！
操作が簡単！
供託所が指定する銀行(日本銀行)に行かなくても入金可能！

3. ATM等で納付期限までに入金します。

ATMの操作方法については、ATM画面の料金払込(ペイジー)ボタンを押して、「受理決定通知書」に記載されている収納機関番号、納付番号、確認番号を画面の案内にそって順に入力し、表示された金額を確認の上、入金してください。

4. 法務局が、供託金の入金を確認後、供託書正本を交付又は郵送します。

納付期限内に入金の確認ができましたら、供託書正本、返還書類、次回分OCR用を郵送又は窓口で交付します。

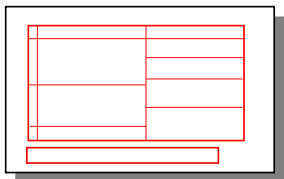
ご不明な点は、お近くの供託所にお問い合わせください。

【栃木県内供託所電話番号一覧】

| | |
|---------------|--------------|
| 宇都宮地方法務局供託課 | 028-623-0923 |
| 宇都宮地方法務局日光支局 | 0288-21-0309 |
| 宇都宮地方法務局真岡支局 | 0285-82-2279 |
| 宇都宮地方法務局大田原支局 | 0287-23-1155 |
| 宇都宮地方法務局栃木支局 | 0282-22-1068 |
| 宇都宮地方法務局足利支局 | 0284-42-8101 |

郵送で申請する際に用意していただくもの

① 供託書

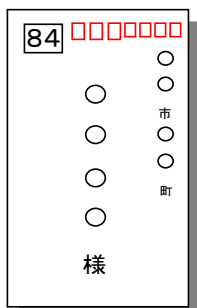


② 供託カード



カードが発行されている場合のみ

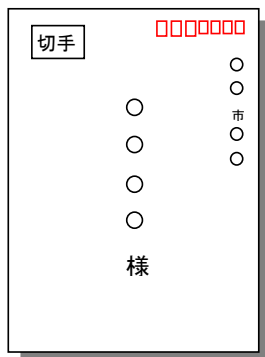
③ 返信用封筒



84円切手を貼り、お客様の宛名を明記した封筒

供託金をペイジーで納付するための書類を送らせていただきます。

④ 返信用封筒



返信用切手を貼り、お客様の宛名を明記した封筒
切手は120円(返却書類の重さを考慮して郵券を同封ください。)

供託書正本を送らせていただきます。

⑤ 通知用切手



必要書類

供託者が会社・法人などの場合は、①から⑤のほかに、発行後3ヶ月以内の代表者の資格証明書が必要です。
代理人申請の場合は、委任状が必要です。
資格証明書、委任状とも、確認後、返戻します。

電子納付(ペイジー)の入力方法

| | | |
|------|--------------------|-----------|
| お預入れ | いらっしゃいませ | お引出し |
| 通帳記入 | ご希望のお取引ボタンを押してください | 残高照会 |
| ご送金 | | 定額・定期お預入れ |
| その他の | | 料金払込 |

まず、画面の中から「ペイジー」を押します。

料金払込
(ペイジー)

後は画面の指示に従うだけです。

入力するのは

「収納機関番号」

「納付番号」

「確認番号」

の3つだけです。

「収納機関番号」を入力して「確認」を押すと画面が切り替わり「納付番号」を入力することになります。以下同様です。

収納機関

取消

収納機関番号を入力し最後に確認を押してください

00100

| | | |
|----|---|----|
| 1 | 2 | 3 |
| 4 | 5 | 6 |
| 7 | 8 | 9 |
| 訂正 | 0 | 確認 |